

第1章 有権者になるということ

1 有権者とは

有権者になるということは、権利を持つということ、特に政治について重要な役割を持つ選挙等に参加する権利を持つということです。ただ、本当に権利を持つということだけなのでしょうか。

政治に参加するということはどういうことなのかから考えてみましょう。

皆さんにとって、政治の一番分かりやすい役割は、お金の集め方や使い道を決定することかもしれません。地域の住民や国民からどのように税金を集め、集められた税金をどのように使うか決定するということは政治の大きな役割です。

その中で、使い道を決定する権利を得たと言っても、個人の自由になるわけではありません。何に、どれくらい使いたいかは、人によって異なります。それは、生きる上で何が大切かということについての考え方方が違うからです。そのため、異なる考え方に基づく様々な意見を調整し、まとめる必要があります。

また、国家や社会のルールを作ること、社会の秩序を維持し統合を図ることも政治の大きな役割ですが、こちらも個人や団体の考え方や意見、利害の対立を調整し、解決することが必要なのです。

我が国ではこのような役割を持つ政治は間接民主主義の原則に基づき行われています。選挙とは、このような政治に参加する手段の一つであり、国民や地域の住民から選ばれた代表者が議会で法律や予算を決定する制度をとっている我が国において最も重要な手段なのです。

有権者になるということは、選挙等を通じてこのような政治の過程に参加する権利を得ることです。同時に、政治に参加しても必ずしも自分の意見が通るわけではありませんが、国民や地域の住民の意思に基づき選ばれた議員が皆の意見を議論し合意された決定に対しては、構成員の一人として従うという義務が生じることとなるのです。

また、自分の意見が通るわけではないからといって、政治に参加するのをやめてしまうと、一部の人の考えだけに基づいて政治が行われることになりかねません。政治が、世代や職業など様々な背景を持ち、多様な意見を持つ人々の意思を反映して行われるためには、みんなの知恵を集めていくことが求められます。

誰かに任せるのでなく、積極的に選挙を通じて、課題について調べ、考え、自分なりに判断し、政治に参加していくこと、これも権利であり、国家・社会の形成者としての責務とも言えるものなのです。

2 選挙権年齢引下げの意義

今回、選挙権年齢が満20歳以上から、満18歳以上に引き下げられました。

これは、皆さんのが、様々なメディアを通じ多様な情報に接し、自分の考えを育んできた

世代であり、また、少子高齢化の進む日本で未来の日本に生きていく世代であることから、現在、また、未来の日本の在り方を決める政治に関与してもらいたいという意図があるのです。

なお、世界的にみると、18歳までに選挙権が認められている国は全体の約92%であり、今回の引下げは世界の流れにも沿ったものとも言えます。

3 有権者として身に付けるべき資質とは

政治的な課題は複雑な物事が絡み合っており、判断することは容易ではありません。

これまでの歴史、つまり今まで受け継がれてきた蓄積や先人の取組や知恵といったものを踏まえ、現状を適切に理解し、未来に向けて課題を解決していくためには、政治的な教養を育むことが必要です。

政治的な教養を育むとは具体的には、

まず、政治の仕組みや原理について知ることはもちろんのこと、政治が対象とする社会、経済、国際関係など様々な分野において日本の現状はどうなっているのか、また課題は何かといったことについて理解することが必要です。

また、政治とは自分で判断することが基本ですので、**課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考え方を作っていく力が必要です。**

さらには、各人の考えを調整し、合意形成していく力も政治には重要であり、とりわけ、根拠をもって**自分の考え方を主張し説得する力を身に付けていくことが求められます。**

これらの政治に参加するため必要な力を育むためには、例えば、学校生活の改善・向上を生徒会の会員である全生徒が、自分たち自身の課題としてとらえ、考え、会員として参加するとともに、生徒を代表する役員などを通じて自発的、自動的に行われる生徒会活動も重要です。

つまり、各教科の学習の中だけではなく、学校生活のあらゆる場面を通じて、また、学校だけではなく家庭や地域社会によって得られるものなのです。日常生活のあらゆる決定場面において、他人任せにするのではなく、自分の意思を示した上で、その決定に積極的に関わる機会を持つことが必要です。

教科の学習においても、教員の板書や教科書の内容を追うだけではなく、自分の意見を述べ、他の生徒の意見を聞き、考えを深めていくような機会を持つことが重要です。

皆さんは、小中学生の頃から対立する課題を取り上げ、新聞などの資料を調べ、自分の意見をまとめ、話し合い、一定の結論を出していくような授業を受けてきたものと思います。また、様々な手段で多様な情報を把握し、自分の生き方を変えてきた世代でもあります。

是非、高等学校において、政治的教養を育み、その成果を生かして有権者として政治に参加してください。

第2章 選挙の実際

現職の議員や立候補を検討している者は、有権者の意思を確認するとともに、自らの考え方を有権者に説明し、支持を訴えるなどの「政治活動」を行っています。

この活動は政治上の目的をもって行われる全ての活動を言い、例えば国政報告会、街頭での政治活動報告演説、後援会への参加を勧誘する後援会活動や政党活動があります。また、個人や団体から政治資金を集めることなども政治活動です。

同時に、有権者もそれぞれの政治的な意思の実現を図るために、後援会活動や政党活動に参加するなどの「政治活動」を行うことができます（個別の選挙の公示・告示が行われると、特定の候補者の当選を目的として投票を得させるための活動である「選挙運動」が行われることとなります（P12,13 参照））。

この章では、候補者が立候補して「選挙運動」を行う過程（①）と有権者が投票をするまでの過程（②）、開票～当選人の決定（③）について説明します。

1 公示・告示

公示・告示どちらの言葉も、選挙の期日を広く知ることができるようになりますことを指すもので、この日から選挙がスタートします。衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙では公示、都道府県知事・都道府県議会議員、市区町村長・市区町村議會議員の地方選挙などでは告示といいます。

※市区町村の区は特別区をいいます。

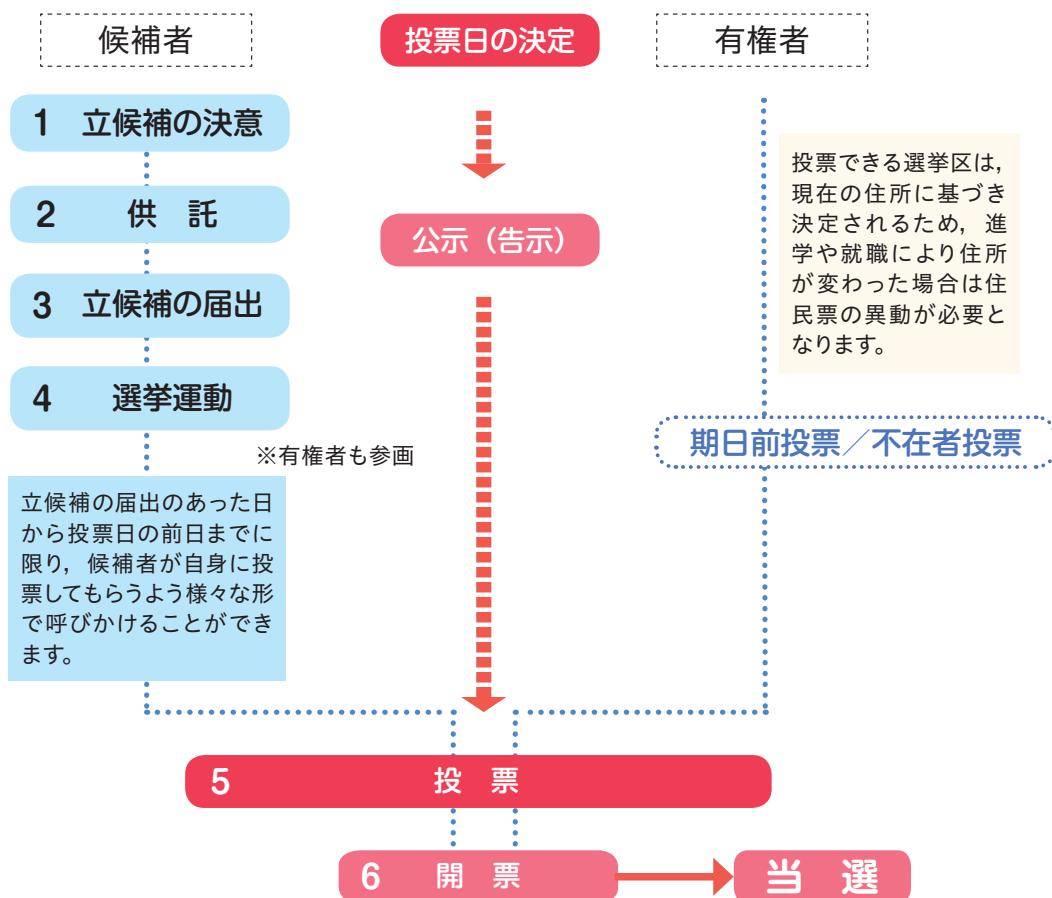
① 公示・告示日に、立候補の受付が行われる。

	任期満了による選挙期日	議会の解散による選挙期日	その他の選挙期日	公示・告示日
衆議院議員	●任期満了日前30日以内	●解散の日から40日以内	●再選挙、補欠選挙は基本的に4月と10月の年2回に統一 ※一部例外があります。	●参議院選と知事選は投票日の17日前まで ●指定都市市長選は投票日の14日前まで ●衆議院選は投票日の12日前まで ●都道府県・指定都市議選は投票日の9日前まで ●市区長選と市区議選は投票日の7日前まで ●町村長選と町村議選は投票日の5日前まで
参議院議員	●任期満了日前30日以内	—		
地方公共団体の長	●任期満了日前30日以内	—	●欠員が生じたなどの事由発生の日から50日以内	
地方公共団体の議会の議員	●任期満了日前30日以内	●解散の日から40日以内		

② 定数や任期は、選挙によって違いがある。

		選挙の種類	選挙区数	定 数	被選挙権 年齢・住所要件	任 期	選び方	
国 の 選 挙		衆議院議員総選挙	小選挙区選出	295	295 人	満 25 歳以上 住所要件なし	4 年 (解散あり)	それぞれの選挙区で最も多く得票した1人が当選します。
		比例代表選出	11 ブロック	180 人	全国を 11 に分けた選挙区で行われ、選挙区ごとに各政党等の得票数に比例して当選者数が配分されます。			
		参議院議員通常選挙	選挙区選出	45	146 人	満 30 歳以上 住所要件なし	6 年 (3 年ごとに 半数改選)	原則、都道府県の区域を単位とする選挙区(鳥取県・島根県、徳島県・高知県はそれぞれ 2 県の区域)で行われ、得票数の多い順に当選者を選びます。
			比例代表選出	1	96 人			全国を 1 つの選挙区として行われ、各政党等の得票数に比例して当選者数が配分されます。
地 方 の 選 挙		都道府県知事選挙	—	—	満 30 歳以上 住所要件なし	4 年	都道府県を 1 つの選挙区として最も多く得票した人が当選します。	
		都道府県議会議員選挙	—	—	満 25 歳以上 都道府県内市 区町村に引き 続き 3 か月以上 住んでいること		いくつかの選挙区に分 け、それぞれの選挙区 で得票数の多い順に当 選者を選びます。	
		市区町村長選挙	—	—	満 25 歳以上 住所要件なし		市区町村を 1 つの選挙区として最も多く得票した人が当選します。	
		市区町村議会議員選挙	—	—	満 25 歳以上 その市区町村 に引き続き 3 か 月以上住んで いること		市区町村を 1 つの選挙区として得票数の多い順に当選者を選びます。 (指定都市などは選挙区あり)	

③ 立候補の決意が固まったら、供託をして立候補の届出をする。



④ 立候補するには、供託金が必要。

例

選挙の種類	供託額	供託金が没収される得票数
衆議院小選挙区	300万円	有効得票総数 × 1/10未満
都道府県議会	60万円	有効得票総数 ÷ その選挙区の議員定数 × 1/10未満

※町村議会議員の選挙については、供託金は必要ありません。

選挙×モ①

選挙の供託とは？

供託とは、金銭などの管理を国家機関である供託所に委ねることです。選挙で供託金を用意するのは、売名などの理由で無責任に立候補することがないよう、慎重な決断を期待しているからです。選挙後、一定の票数を得た候補者にはこの供託金は返還されますが、得票が一定の水準に満たない場合は没収されます。

候補者や政党の情報はこう集める！

信頼できる候補者を選ぶための情報収集、実はこんなにあるんです。

インターネット

平成25年のネット選挙運動解禁を受け、選挙運動期間中もホームページやブログ、SNS（ツイッターやフェイスブック等）、動画共有サービスなどを利用した選挙運動が可能。



冊子状の公約集

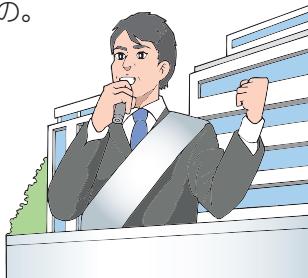
当選したら、どんなことをいつまでに実現させるかを、政党等が有権者に向けて発表する選挙公約。パンフレットなどで街頭演説の場所などにおいて無料配布されます。

選挙公報

投票日の2日前までに、世帯ごとに届けられる、新聞に似た印刷物。候補者の氏名、意見や考えなどが掲載されています。

街頭演説

駅前や商店街などで、候補者が有権者に直接政策を訴えるもの。



政見放送

候補者や政党等が、テレビやラジオを通じて意見や考えを訴えます。対談形式を用いるなど、有権者に分かりやすく伝える工夫もなされています。



演説会

候補者が開催するものと、政党等が開催するものとがあります。



公開討論会

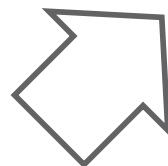
立候補予定者が一堂に集まり、自分の政策や公約などの考え方を有権者に説明したり、立候補予定者同士がお互いに討論したりする場です（選挙運動期間外に限られます）。

⑤ 投票日の前日まで候補者・有権者は選挙運動ができる。

公示・告示日に立候補の届出がされた時から投票日の前日まで選挙運動が可能となります。選挙運動はポスター・街頭演説や演説会・選挙運動用自動車からの連呼・選挙公報・新聞広告・政見放送（国政選挙や知事選挙のみ）、ウェブサイトや電子メールを利用した選挙運動などがあります。

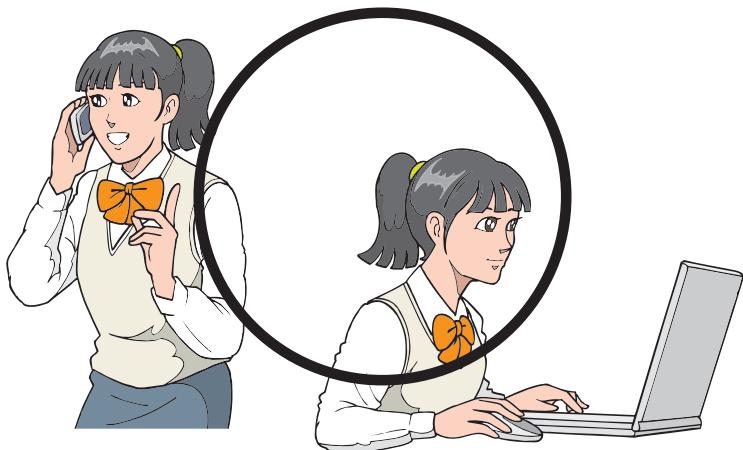
また、誰でも自由にできる選挙運動として、電話での投票依頼や街頭で出会った人などに投票を依頼することもあります（戸別訪問の禁止に当たらないこと）。ウェブサイト、SNSを利用した選挙運動も可能です。

なお、公示・告示日の立候補の届出より前に選挙運動を行うことはできません。



満18歳未満は一切の選挙運動ができません。

もちろん、インターネットによる選挙運動もできません。



満18歳(有権者)になれば選挙運動が可能です。

友人・知人に直接投票や
応援を依頼する

電話により投票や応援を
依頼する

自分で選挙運動メッセージを
掲示板・ブログなどに書き込む

選挙運動メッセージを
SNSなどで広める
(リツイート, シェアなど)

選挙運動の様子を動画サイト
などに投稿する



ただし、電子メールを利用しての選挙運動は満18歳以上の
有権者も含め候補者や政党等以外の全ての人ができません。

2

投票

① 選挙権

日本国民で満18歳以上の者は国政選挙の選挙権を、

加えて3か月以上住所を有していればその属する地方公共団体の選挙(議員及び長)の選挙権を有します。平成27年6月の公職選挙法改正で、満20歳以上だった選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、平成28年6月から施行されます。



② 投票の原則

選挙は「投票」で行うこととされ、「一人一票」(選挙区と比例区がある国政選挙ではそれぞれ一票)「投票所で」が大原則です。

③ 投票時間

投票時間は、7時から20時までです。ただし、特別の事情のある場合のみ、市区町村の選挙管理委員会の判断において、一定の範囲で開始時刻や終了時刻を繰り上げ又は繰り下げる(終了時刻は繰り上げのみ)ことができます。自分の行く投票所の場所や開いている時間は、自宅に送られる投票所入場(整理)券に書いてありますのでよく確認しましょう。

④ 期日前投票、不在者投票

投票日当日、用事のある有権者は、投票日の前に「期日前投票・不在者投票」をすることができます。各市区町村に最低一か所、20時まで開いている期日前投票所があります。授業や仕事だけでなく、遊びに出かける予定でも利用できます。

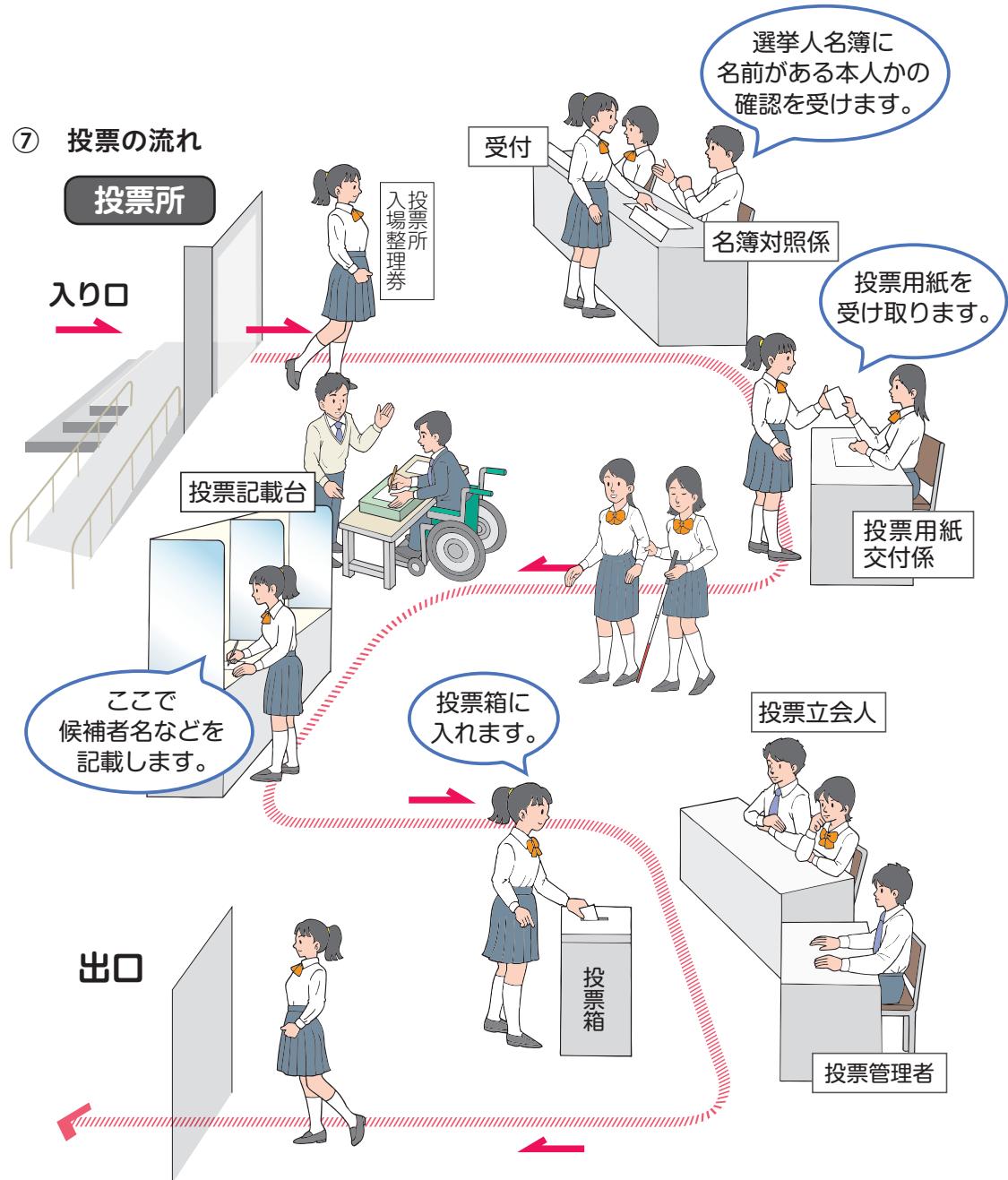
⑤ 代理投票、点字投票

視覚障害者や病気やけがなどで投票の記載ができない人は、期日前投票を含めて投票所の係員が代理で代筆する「代理投票」の制度があります。また、投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意しており、「点字投票」が可能です。

⑥ 在外投票

海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙に参加できる「在外投票」の制度があります。

⑦ 投票の流れ



選 挙 メ モ ②

選挙における障害への配慮



参政権は、障害の有無に関わらず、日本国憲法で保障された国民としての権利です。障害者が円滑に投票できるように「代理投票」や「点字投票」の制度が講じられているほか、選挙に関する情報を入手するために、選挙公報を点字又は音声化した「選挙のお知らせ」等を配布している場合も多くあります。また、投票所には、肢体不自由のある人や病気やけがで歩くことが不自由な人のために車いす及びスロープ、車いす用の記載台も配備されています。

このほか、重度障害者が利用できる「郵便等投票」や病院等への入院・入所者が利用できる「指定病院等における不在者投票」の制度もあります。

⑧ 投票の方法

選挙には投票用紙に「候補者の名前」を書く選挙と、以下のように「政党等の名称」を書く選挙があります。投票を記載する台には、候補者や政党等の名称などが掲示されているので、判別できるように正確に書きます。

(1) 衆議院議員総選挙

衆議院議員総選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つからなります。また、最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われるので、3つとも投票してください。

小選挙区選挙

全国 295 の選挙区ごとに行われ、有権者は候補者名を記載して投票します。

1枚目
投票

結果

当	○川○太	10万票
○田○江	8万票	
○山○男	3万票	
○木○子	1万票	

得票数の最も多い候補者が当選人となります。

比例代表選挙

全国 11 の選挙区（ブロック）ごとに行われ、有権者は政党名を記載して投票します。

2枚目
投票

結果

○○党	400万票
当	○田○江
当	○川○夫
当	○山○郁
○木○代	

(3人当選)

△△党	300万票
当	○中○治
当	○永○樹
○崎○太	
○水○夫	

(2人当選)

政党の得票数に基づいてドント式（P.18 参照）により各政党の当選人の数が決まり、各名簿の当選人の数までの順位のものが当選人となります。

最高裁判所裁判官国民審査

裁判官ごとに行われ、有権者は、辞めさせたい意思があれば×印を、なければ何も記載せずに投票します。

3枚目
投票

結果

○本○男	罷免可	50万票
○崎○郎	罷免不可	500万票
○山○子	50万票	500万票
○谷○之	100万票	450万票
	200万票	350万票

罷免可が罷免不可の票数を超えた場合、その裁判官は罷免されます。

重複立候補

衆議院議員総選挙において、小選挙区の候補者を政党の比例代表名簿にも記載することができる制度。小選挙区選挙に当選した場合は、比例代表名簿に記載されていないものとみなされます。

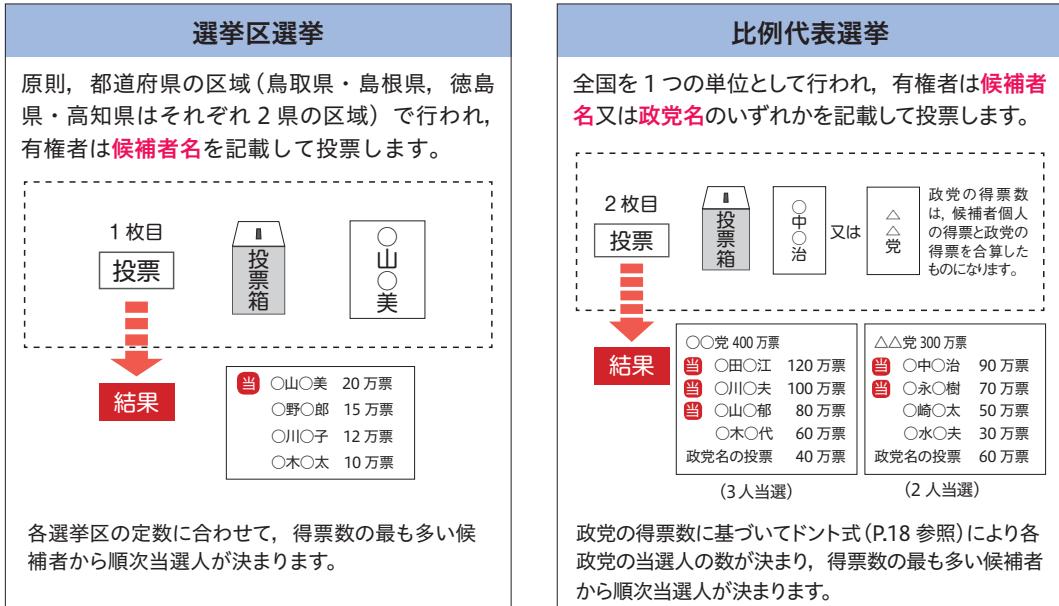
最高裁判所裁判官国民審査

すでに任命されている最高裁判所の裁判官を辞めさせるべきかどうか国民が決める制度。

最高裁判所の裁判官は任命された後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に国民審査を受け、この審査の日から 10 年を経過した後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に更に審査を受けます（その後も同様）。

(2) 参議院議員通常選挙

参議院議員通常選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙からなるので、2つとも投票してください。



⑨ 誰に投票するか？

日本国憲法は、「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない」としています。誰からの干渉も受けずに、皆さん自身が投票先を決めるのです。

投票先の情報を集める方法は、様々です。街で目にする選挙運動や日頃の政治活動・報道機関の情報・知人の意見など、インターネット上にも情報は大量にあります。

自分の考えに近い意見をもつ者、関心が強い分野に詳しい者、日頃好ましいと思っている政党に所属している者、どのような基準でも、それが皆さんの政治参加です。自分で考え、選択することがとても大切なのです。

なお、情報はあふれていますが、誰が発信したのか、事実を述べているのか、発信者の意見などの見極めが必要です。

選 挙 × モ ③**これは投票用紙では
ありません**

投票日が近づくと、封書やはがきで選挙の案内が自宅に届きます。これは、投票所入場（整理）券で、投票用紙ではありません。紛失したり持参するのを忘れたりしても、投票所の受付などで本人であることが確認できれば、投票ができます。

**3****開票～当選人の決定**

投票が終わると、各投票所から投票箱を開票所一か所に集め、開票を行います。

開票作業の結果、得票により当選人が決定します。国政選挙の比例代表選挙における各政党等への当選人の配分はドント式で行われます。

選 挙 × モ ④**比例代表選挙に
おけるドント式
とは**

下表のように、各政党の総得票数を1から順に正の整数で割り、その商の大きい順に議席数を割り振る方式です。

政党名	△△党	○○党	××党
総得票数	1200	1500	900
÷ 1	1200	1500	900
÷ 2	600	750	450
÷ 3	400	500	300
当選者数	2人	3人	1人

※当選者数が全体で6人の場合

「選挙権拡大の歴史」

幅広い国民の意見に基づき、議論を通じて政治を決定することが民主主義です。

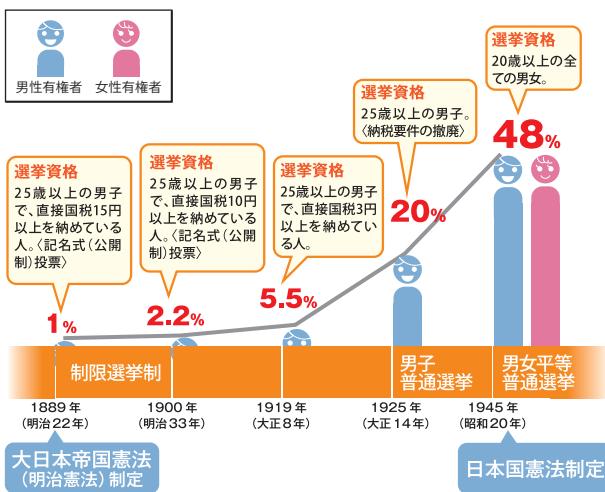
日本でも明治維新時に出された「五箇条の御誓文」において「広く会議を興し万機公論に決すべし」と、議論を重視する原則が明示されました。

その後、議会が設置され、選挙制度が確立してきました。大日本帝国憲法制定後、明治 23 年（1890 年）に初めて実施された第 1 回衆議院議員総選挙では、有権者は全人口のわずか 1.13% に過ぎなかったのですが、その後徐々に制限が緩和されていきました。その背景には、多くの国民を巻き込んで行われた普通選挙権獲得のための運動があり、また、平塚らいてうや市川房枝を中心とした女性参政権獲得のための運動があったことを忘れることはできません。そして昭和 20 年（1945 年）、満 20 歳以上の全ての男女が選挙権を獲得し、翌年実施された戦後初の衆議院議員総選挙では、ついに女性も投票することができたのです。また、女性は被選挙権も獲得して、総選挙に立候補した女性の中で、39 名の代議士が誕生したこと、憲政史に残る大きな出来事であったといえるでしょう。

今回の選挙権年齢の引下げは、70 年ぶりの大きな出来事でした。下の図を見てください。今こうして皆さん、満 18 歳で選挙権行使できるようになるまでには、多くの先人の努力があつたということを心にとどめておきたいものです。



着た履きにもんべ姿の女性も=東京・四谷区役所（当時）の投票所



横浜市選挙管理委員会ホームページより

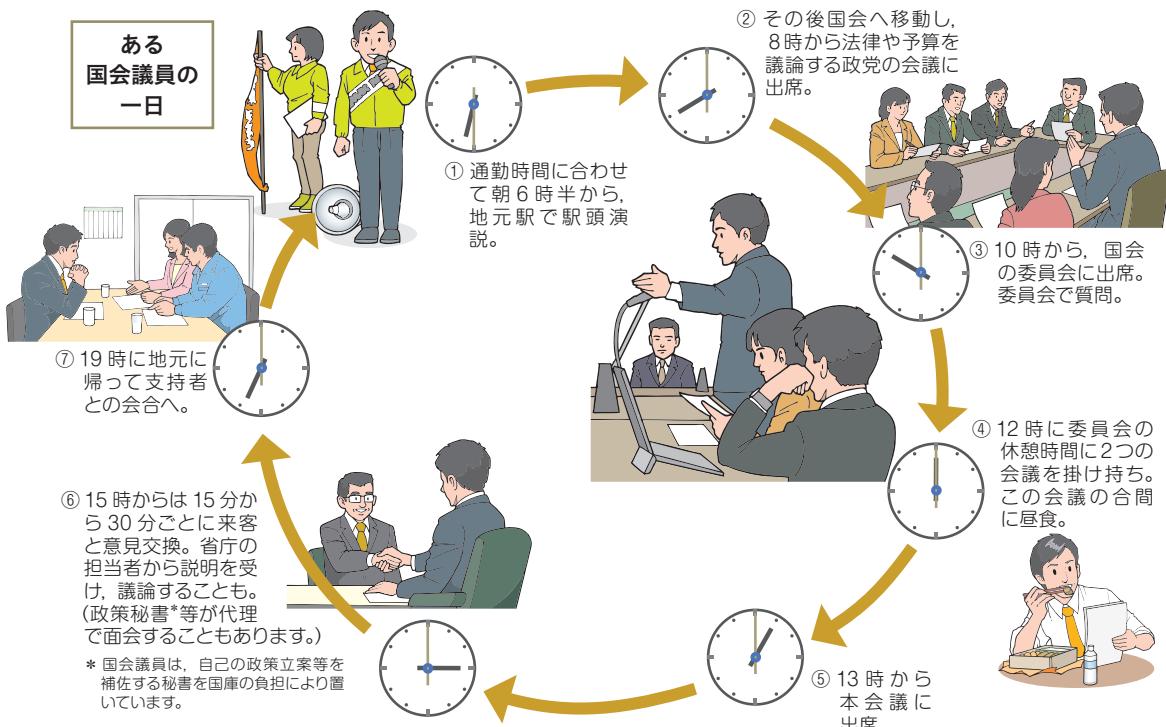
現在の日本では、満 18 歳以上の有権者で全人口の 80% 以上を占めるようになりました。このうち 20 歳未満、皆さんの世代の有権者は 200 万人あまり。大人たちがつくってきた社会をより良いものにしていくために、今こそ皆さんの力が必要なのです。

1

議員の活動

選挙で選ばれた議員はどのような一日を送っているのでしょうか。

議会の本会議や委員会への出席、政策研究や現場の調査・実態把握、有権者からの要請や相談・意見交換など、その活動は多岐にわたっています。



2

議員の果たす役割

私たちの生活は様々な法律や条例によって秩序が保たれています。国民や地域の住民の選挙で選ばれた議員は、こうした法律や条例の制定や予算の決定に関わる仕事をはじめ、国や地域の代表として、様々な重要な役割を担っています。

議会制民主主義をとっている我が国では、選挙によって国民や住民の代表者を選出し、政治の具体化をその代表者に委ねています。この意味では、議員は国民や住民を「代表」するものです。

議員は、単にその選挙区や特定の団体などの利益ではなく、国民や住民全体の公益を代表することが求められています。

(1) 国会議員

① 衆議院・参議院とも

- A. 議員には、法律案や予算案等の議決権がある。
- 「法律」(案)を審議し、表決することができる。税金をどの分野にどのように使うかを決める「予算」についても同じ（予算については、衆議院の優越がある）。
- ☆ 私たちが選出した議員の1票が、私たちの生活を決める可能性がある。
- B. 議案(法律案等)を賛成議員と共に提出することができる。
- 「法律」(案)を提案することができる。
- C. 議員から内閣総理大臣を選出する。
- 一国の行政府の長である「首相」を選ぶことができる（ただし、衆議院の優越がある）。

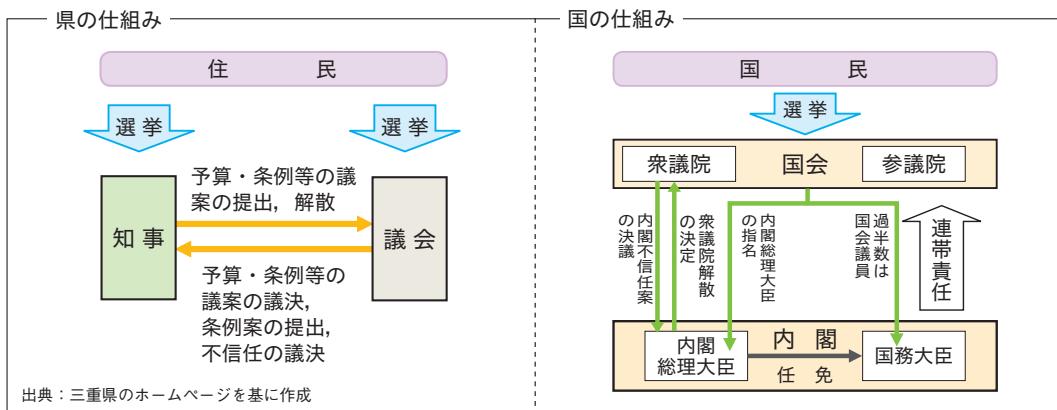
② 衆議院のみ

- A. 衆議院は内閣不信任決議権を持つ。
- 「内閣不信任決議案」を提案したり、賛否を投じたりすることができる。
- ☆ 私たちが選出した議員の1票が、内閣を総辞職させる可能性がある。

(2) 地方議員（都道府県議会議員、市区町村議会議員）

地方の政治では、議会を構成する議員と、行政の長である首長（知事・市長など）を別々に有権者が選挙で選ぶ二元代表制をとっています。これは、議会と行政が互いに緊張関係を持ち、地域のために政治を行うための仕組みです。地方議会を構成する議員の主な役割は次のとおりです。

- A. 議員には、条例案や予算案等の議決権がある。
- B. 議案(条例案等)を賛成議員と共に提出することができる。
- C. 選挙で選ばれた首長（知事、市区町村長）への不信任の議決ができる。



3

政党の果たす役割

政党とは、一般的には、政治的な主義や主張が近い人たちが集まり、政治活動を行う集団のことです。政党は、自分たちの政策を実現するために、選挙を通して政権の獲得を目指します。また、政党は、国民の様々な意見や利益を政治に反映させる、いわば国民と議会を結ぶパイプ役として議会制民主主義において大きな役割を果たしています。

政党は、党内の議論を踏まえ、議会での賛否に当たり、あらかじめ党としての方針を決め、所属議員に対してその方針に従うことを求める「党議拘束」をかける場合があります。

各政党の理念や歩み、提示している政策などは、各政党のホームページで確認することができます。

4

私たちの生活との関わり

国会や地方議会が決定した法律や条例には、私たちにとって身近なものも多くあります。

例

児童虐待防止法の改正

子供は守られるべきものです。しかしながら、保護者等が家庭で子供を虐待する事件が発生していました。ただ、子供を育てるということは、まずは家庭の問題であり、虐待のおそれがあるといった場合でも、児童相談所が家庭訪問し確認することが難しい状況にありました。

このような状況を問題とした超党派の議員により、平成19年(2007年)に「児童虐待防止法」が議員立法により改正されました。

この改正により、虐待を受けているおそれがある子供の安全確認や身柄の確保のために、裁判所の許可を得て児童相談所が強制的に立ち入ることができるようになりました。

例

レジ袋有料化条例

皆さんご存知かと思います。レジ袋は便利ですが、買い物をする機会が多くなる中で、レジ袋が大量に使用され、その処理費用として多額の税金が使われていました。

そこで、杉並区では平成20年(2008年)に「レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」が議会で決定されました。

条例では年間20万枚以上のレジ袋を使用した事業者に対して、レジ袋の有料化の計画を作り区に提出することを義務付けています。

条例が制定されたことにより、レジ袋が削減されました。

「国会議事堂の銅像 －“4つ目の台座”に立つのは誰？－」

皆さんの中には、国会議事堂を見学したことがある人もいるでしょう。国会議事堂は、昭和11年（1936年）11月に竣工しました。当時、日本で一番高い建物でした。同年12月24日に召集された第70回帝国議会から使用され、現在に至っています。

中央広間は、議事堂で一番高い中央塔の真下にあり、中央玄関から御休所*へと通じる広間です。2階から6階までの吹き抜けになっていて、天井までの高さは32.62mあります。これは、法隆寺の五重の塔がちょうど入る高さです。

（中 略）

また、中央広間には、議会政治の基礎を作るために功労のあった板垣退助、大隈重信、伊藤博文の銅像があります。これは、昭和13年（1938年）に大日本帝国憲法発布50年を記念して作られました。

板垣退助は明治の初めに国会の開設を求め自由民権運動を起こし、日本で最初の政党である自由党の党首をつとめました。大隈重信は日本で最初の政党内閣の総理大臣で、立憲改進党の党首として議会政治確立のため活動しました。伊藤博文は日本で最初の内閣総理大臣であり、初代の貴族院議長です。大日本帝国憲法の起草の中心的役割を果たしました。

ところで、4つ目の台座には銅像がありません。これは、4人目を人選できず将来に持ち越されたといわれています。また、「政治に完成はない、未完の象徴」という意味もあるといわれています。

（参議院ホームページより）

我が国の議会制度の整備に力を尽くした3人は、今も議事堂の中で国会を見守っているといえます。そして、4つ目の台座に立つのは、選挙などを通して政治に参加してより良い社会を作り上げていくことのできる、権利と義務をもつ皆さん一人一人なのかもしれません。



国会議事堂 中央広間



板垣退助 大隈重信 伊藤博文

*御休所（ごきゅうしょ）：開会式の当日、天皇・皇后両陛下が議事堂にお着きになると、まずお入りになりお休みになるところ。

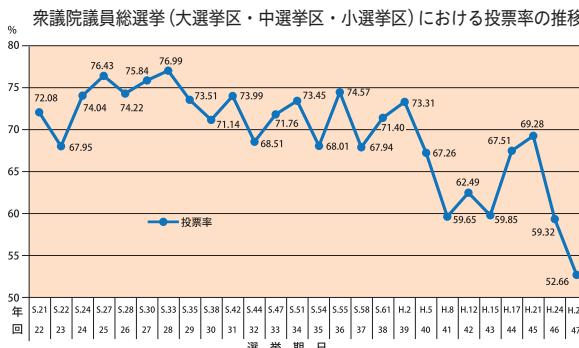
第4章 年代別投票率と政策

1

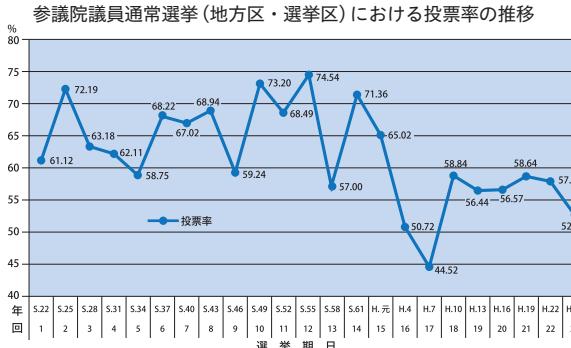
近年の投票率

近年、国政選挙、地方選挙とも投票率の低下が問題となっており、衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙の投票率は5割台、統一地方選挙は4割台となっています。

投票率は、選挙の争点や候補者の顔ぶれなど様々な要素が総合的に影響するものと考え



られることから、一概に評価できるものではありませんが、全般的に低下傾向が続いています。



注1 昭和38年は、投票時間が2時間延長され、午後8時までであった。

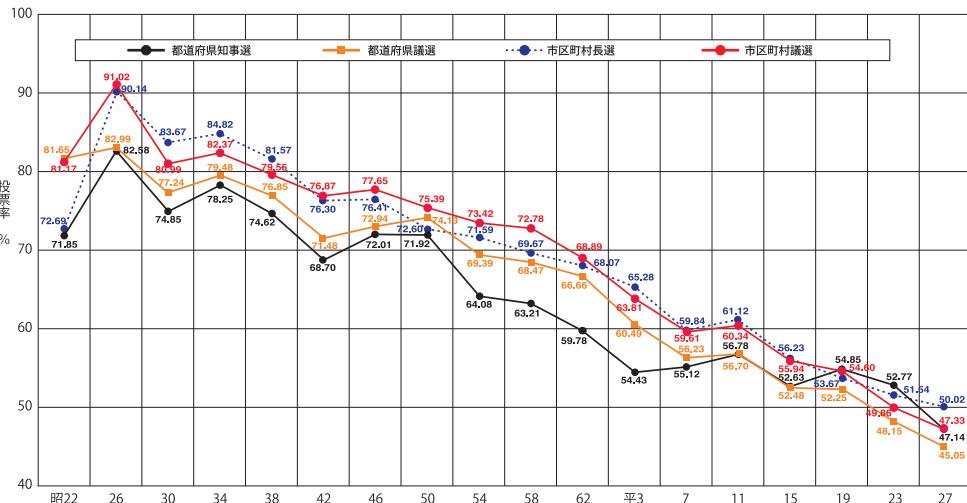
注2 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙であった。

注3 平成8年より、小選挙区比例代表並立制が導入された。

注4 平成12年より、投票時間が2時間延長になり、午後8時までとなった。

注5 平成17年より、期日前投票制度が導入された。

統一地方選挙における投票率の推移



注1 昭和49年は、投票時間が1時間延長され、午後7時までであった。

注2 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙であった。

注3 昭和58年より、拘束名簿式比例代表制度が導入された。

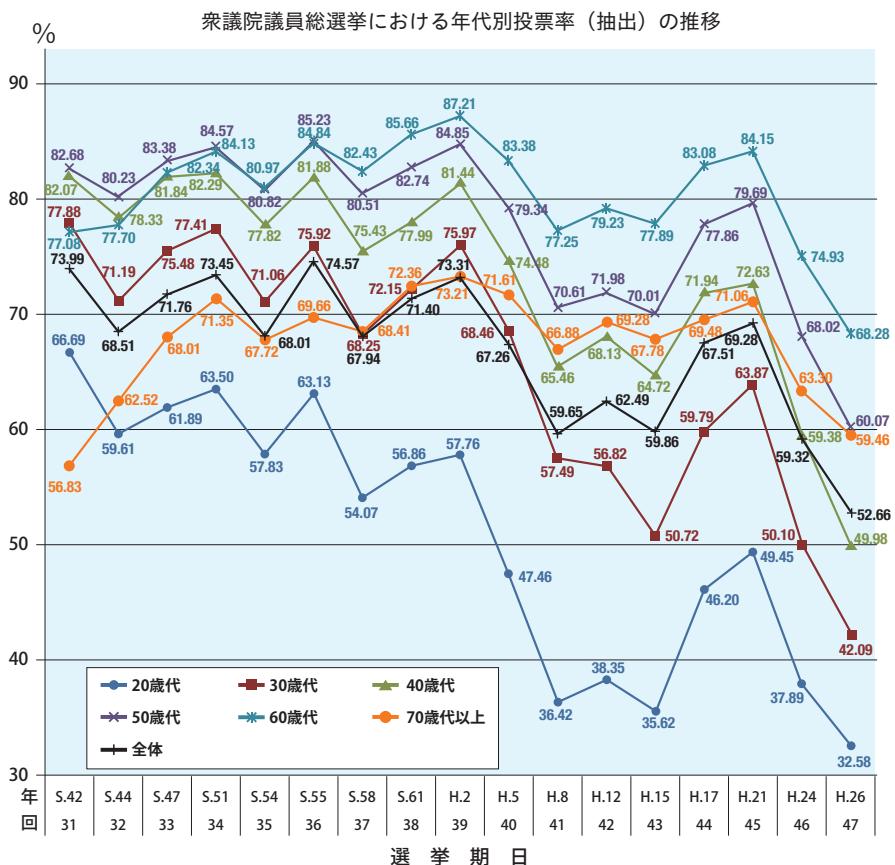
注4 平成10年より、投票時間が2時間延長になり、午後8時までとなった。

注5 平成13年に、比例代表制度が非拘束名簿式に変更された。

注6 平成16年より、期日前投票制度が導入された。

2 若い世代の投票率

若い世代の投票率は、いずれの選挙においても他の世代に比べて低く、しかもその差が拡大してきています。例えば衆議院議員総選挙における20歳代の投票率は全体の投票率に比べ、昭和50年代は10ポイントほど低かったものが、現在は20ポイントほどの差になっています。

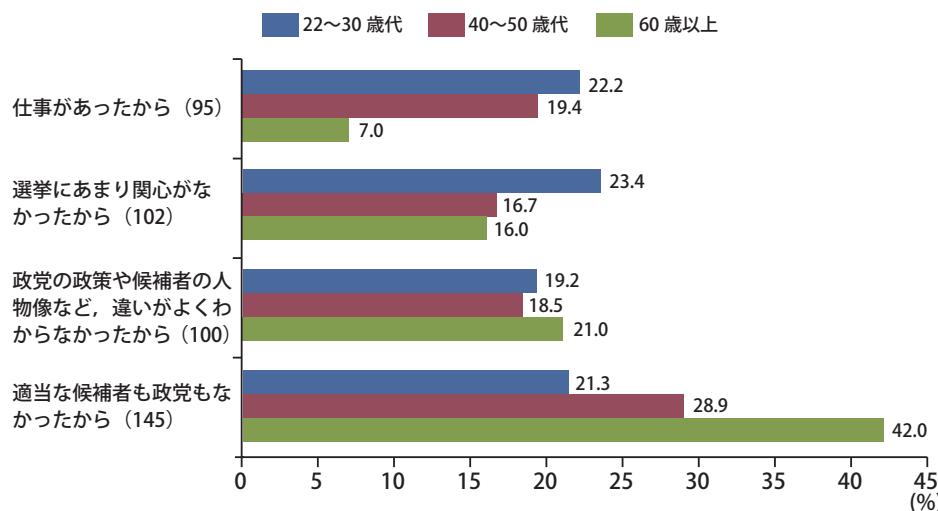


3 若い世代の意識

若い有権者の投票率が低いことについては、様々な理由が指摘されています。例えば、他の世代に比べて政治的関心が低いから投票率が低いということを、関係の調査に基づき指摘する声もあります。

公益財団法人明るい選挙推進協会が平成 25 年(2013 年)に実施した第 23 回参議院議員通常選挙全国意識調査結果によると、20 ~ 30 歳代の若者が投票を棄権した理由として多かったのが、「選挙にあまり関心がなかったから(23.4%)」、「仕事があったから(22.2%)」、「適当な候補者も政党もなかったから(21.3%)」、「政党の政策や候補者の人物像など、違いがよくわからなかったから(19.2%)」となっています。他の年代と比較して特に「選挙にあまり関心がなかったから」という割合が高くなっています。

年代別棄権理由(上位 4 つ)



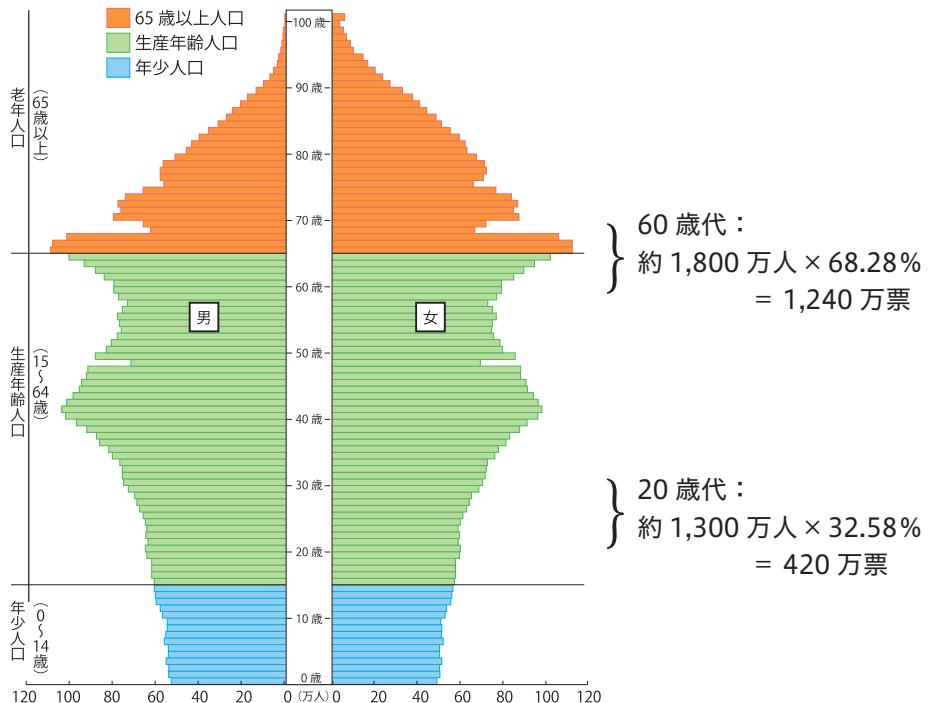
4

若者の投票率が低いことによる影響

平成 26 年(2014 年)の衆議院議員総選挙における年代別投票率を見ると、20 歳代の投票率が 32.58% であったのに対して、60 歳代は 68.28% と 2 倍以上の差がありました。また、平成 26 年 10 月 1 日現在の人口推計を見ると、20 歳代はおよそ 1,300 万人であったのに対して、60 歳代はおよそ 1,800 万人と 1.4 倍ほどの差があります。これらを計算してみると、20 歳代の投票数はおよそ 420 万票、60 歳代の投票数はおよそ 1,240 万票となり、票数にするとその差はおよそ 3 倍となります。

若者の投票率が低くなると、若者の声は政治に届きにくくなってしまいます。その結果、若者に向けた政策が実現しにくくなったり、実現するのに時間を要する可能性があります。

我が国の人囗ピラミッド（平成 26 年 10 月 1 日現在）



「若者の政治参加と海外の選挙事情」

海外の選挙権年齢はどのようにになっているのでしょうか。

現在海外では「18 歳以上」が主流です。国立国会図書館の調査（平成 26 年）では世界の 191 の国・地域のうち、9 割近くが日本の衆議院に当たる下院の選挙権年齢を「18 歳以上」と定めています。例えば、米国、英国、フランス、ドイツ、イタリアでも 18 歳以上となっていました。

選挙権年齢は、ヨーロッパの国々を中心に更に引き下げる動きも活発化しており、オーストリアではすでに 16 歳への引下げを実施しています。ドイツ、ノルウェーなど特定の州や市町村で 16 歳への引下げが実施されている国もあります。

また、選挙への参加の仕方が異なる国もあります。

例えば、米国では、選挙権は満 18 歳以上の国民にありますが、実際に投票するためには事前に有権者登録を行うという積極的な対応が必要です。一方、オーストラリアでは、棄権した場合には罰金が科される義務制となっています。

いずれにせよ、ますます若い世代が政治に関心をもち、積極的に政治に参加することが期待されています。

各国の選挙権年齢（抜粋）

25 歳	アラブ首長国連邦
21 歳	オマーン、クウェート、シンガポール、マレーシアなど
20 歳	カメルーン、日本（満 18 歳に引下げ予定）など
19 歳	韓国
18 歳	米国、英国、イタリア、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、ロシアなど
17 歳	東ティモールなど
16 歳	アルゼンチン、オーストリア、キューバ、ブラジルなど

※ 国立国会図書館調べ（平成 26 年）

1

憲法改正国民投票の仕組み

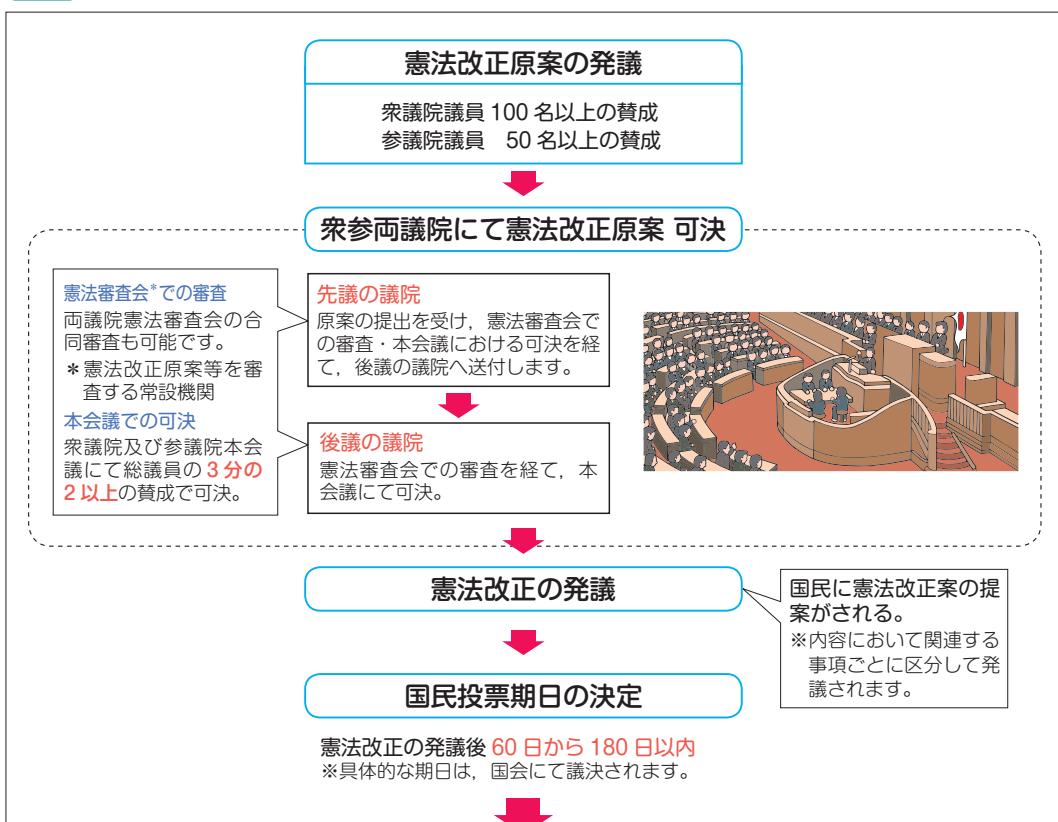
(1) 日本国憲法の改正手続に関する法律

日本国憲法第96条では、憲法の改正は、国会で衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とすると定められています。この憲法改正のための国民投票の具体的な手続きを定めたものが「日本国憲法の改正手続に関する法律」です。

(2) 国民投票の投票権

国民投票の投票権は、投票日が平成30年6月20日までにある国民投票においては、満20歳以上の日本国民が有することとされていますが、投票日が平成30年6月21日以後にある国民投票においては、満18歳以上の日本国民が投票権を有することとなります。

(3) 国民投票の流れ



広報周知 国民投票運動

広報周知

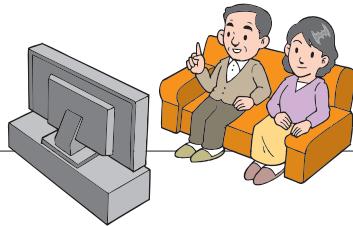
国民投票広報協議会の設置

各議院の議員から委員を10人ずつ選任

憲法改正案の内容や賛成意見及び反対意見などを掲載した国民投票公報の原稿や、投票記載所に掲示する憲法改正案要旨を作成するほか、テレビやラジオ、新聞などで憲法改正案等の広報を行います。

総務大臣、中央選挙管理会、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会

国民投票の方法や国民投票運動の規制、そのほか国民投票の手続きに関して必要な事項を国民に周知します。



国民投票運動

憲法改正案に対し、賛成又は反対の投票をするよう、又はしないよう勧誘することを「国民投票運動」といいます。国民投票においては、投票が公正に行われるための必要最小限の規制が定められています。また、国民投票運動は、表現の自由等と密接に関連するため、国民投票運動に関する規制や罰則の適用は、これらの自由を不当に侵害することがないよう留意することとされています。

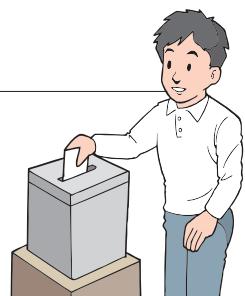
投票

投票

投票方法

投票は、**憲法改正案ごとに一人一票**となります。投票用紙に記載された賛成又は反対の文字を○の記号で囲み、投票所の投票箱に投函します。

また、投票に当たっては、期日前投票（投票期日前14日に当たる日から）や不在者投票、在外投票などが認められています。



開票

国民投票の効果

憲法改正が国民に承認されるのは賛成投票の数が投票総数^{*}の

2分の1を超えた場合

憲法改正の公布の手続き

内閣総理大臣は、直ちに憲法改正の公布のための手続きをとります。

投票結果は、官報で告示されます。



* 賛成投票数と反対投票数の合計数